

外務委員會議録第十六号

昭和三十一年三月六日(火曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事石坂 繁君 理事北澤 直吉君

理事山本 利壽君 理事穂積 七郎君

理事松本 七郎君

池田 清志君 大橋 武夫君

菊池 義郎君 中垣 國男君

平野 三郎君 福田 篤泰君

三田村武夫君 渡邊 良夫君

田中織之進君 戸叶 里子君

細迫 兼光君 森島 守人君

和田 博雄君 岡田 春夫君

出席政府委員

外務事務官 (大蔵官房長)

外務事務官 (アジア局長)

外務事務官 (欧米局長)

外務事務官 (条約局長)

委員外の出席者

外務事務官 (移住局長)

大蔵事務官 (主計官)

専門員 佐藤 敏人君

矢口 龍藏君

鳩山威一郎君

三月五日

委員帆足計君辞任につき、その補欠として田中稔男君が議長の名で委員に選任された。

同月六日

委員池田正之輔君、江崎真澄君、植原悦二郎君、高岡大輔君及び松田竹

千代君辞任につき、その補欠として池田清志君、中垣國男君、平野三郎君、大橋武夫君及び三田村武夫君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五号)

日本國とカンボジアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件(条約第二号)

○前尾委員長 これより會議を開きます。

外務公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。ただいま北澤直吉君外四名より本案に關し修正案が提出されましたので、この際提出者より本修正案に關する趣旨説明を求めます。北澤直吉君。

外務公務員法の一部を改正する法律案に対する修正案

外務公務員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第八條の改正に關する部分を次のように改める。

第八條第二項中「政府代表及び全權委員並びにそれらの代理、顧問及び隨員」を「第二條第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命するこ

とができる。この場合において、兩議院一致の議決を得なければならない。

4 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

○北澤委員 外務公務員法の一部を改正する法律案に對しまして、石坂委員、須藤委員、福永委員、山本委員、私と共同提案で修正案を提出いたします。

まず修正案を朗読いたします。

外務公務員法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。第八條の改正に關する部分を次のように改める。

第八條第二項中「政府代表及び全權委員並びにそれらの代理、顧問及び隨員」を「第二條第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命することとができる。この場合において、兩議院一致の議決を得なければならない。

4 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

修正案は以上であります。

政務次官及び別に法律で定められた場合を除いては、その任期中若しくは地方公共団体の公務員又は公共企業体の役員若しくは職員と兼ねることができない。但し、兩議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。こういうふうに規定されておるわけでありませう。そこで問題になりますのは、從來全權委員を国会議員の中から任命する場合におきましては、過半数の松本全權委員の場合におきましては、この第三十九條のただし書きの規定によりまして行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職」ということで、国会の兩議院の議決を経まして国会議員を全權委員などに任命して参つたのであります。が、このやり方につきましては、それは多少無理ではないか、こういうふうな意見を持っているものも多少あるわけでありませう。従いまして、この外務公務員法改正の機会に、そういう無理のないようにしたいというのが私ども修正案を出しました理由であります。

と申しますのは、このただし書きによりまして「各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職」ということで、全權委員なり政府代表なりあるいは特派大使をこれによつてやろうとするのであります。この委員、顧問、参与というのは、あまり大きな権限を持たない職であります。ところが全權

委員とかあるいは政府代表というものは、陛下の全權委任状なりあるいは御信任状を持って外國に参りまして、条約の締結その他重大な外交交渉を行う権限を持った重要な職であります。従いまして「委員、顧問、参与その他これらに準ずる職」ということでやりますことは、そこに多少の無理があるように思われますので、そこでこの第三十九條の第一項の「別に法律で定められた場合」におきましては、国会議員は公務員を兼ねることができ、こういうふうになつておりますので、この外務公務員法の一部を改正する法律案の修正案を出したわけでありませう。

そこで問題は、外務公務員法の修正の場合におきまして、国会議員のうちから全權委員なり特派大使なりあるいは政府代表を任命する場合におきましては、兩議院一致の議決を要するかどうかという点があるものであります。これはやはり兩議院の議決を要しますが、これはやはり自由の国会議員を特派大使なり全權委員に任命することになります。これは、国会議員と公務員とのけじめを少しゆるめ過ぎるというふうな考えられますので、これはやはり從來通り兩議院の議決を要するというにしようとして、国会が国会議員から全權委員などを任命する場合におきましては、そのつど諸般の情勢を考へて、兩議院の議決があつた場合には、国会議員を全權委員なり特派大使に任命できる、こういうふうになりますれば、この国会法第三十九條に關します多少の無理と申し

ますか、そういうものがなくなるわけでありませう。それで今回こういうふうな修正案を出しまして、特派大使あるいは政府代表、全権委員というものは国会議員のうちから任命することができ、しかしその場合におきましては両院一致の議決を要するというにしたいわけでありませう。

以上のような趣旨で今回の修正案を出したわけでありませうので、一つ委員各位の御賛同をお願いしたいと思ひます。

○石坂委員 ただいまの修正案につきましては、北沢委員から趣旨を弁明されました通りであります、多少付加いたしておきたいと思ひます。

と申しますのは、今回の政府提出の法案は主として特派大使に関することであると思ひますが、これにつきまして政府の見解では国会法第三十九条ただし書きによってできる、こういう見解をとっておられたようでありまして、私もその見解は従来の取扱ひ通りで差しつかえないと思つておるものであります。ただししかしこの際この点に關しましては、この際その法理論的な解釈上の問題をほつきりいたしておきたい、こういう趣旨をもちましてこの修正案を提出いたしましたのであります、従来の慣例、あるいはまた第三十九条ただし書きの解釈が間違ひだつたという見解でおるわけではないのでありますけれども、その点を一そう明確にいたしたいという趣旨をもちまして、この修正案を提出いたしましたのであります。何とぞよろしく御審議の上、御賛同をお願いいたします。

○前尾委員長 次に日本国とカンボジアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件を議題といたします。質疑を許します。岡田春夫君。

○岡田委員 友好条約に關連してちょうど矢口移住局長が帰られたわけですから、友好条約の第五条に基く移住の問題について、現地の状況を一つお話しただきたいと思ひます。その他の点については御説明をいたしたいから御質問して参りたいと思ひます。

○矢口説明員 お答え申し上げます。現地の状況と申されますと、今度私一行が向うに参りましたの話し合いの大筋だと判断いたしますので、その点の概略を申し上げさせていただきます。

まず私一行がカンボジアに参りました趣旨は、去年の暮れにシアムク首相を首班とするミッションが参りました、その節友好条約を結びましたことは御承知の通りであります、そのときに第五条に移住のことをうたつておりましたが、そのうたい方もきわめて大きな筋だけの話し合いでございまして、一切の詳細は現地において、すなわちカンボジアの首相ブノンペンにおいて打ち合せをする、こういう約束でございませう。その約束に基づきまして私ら三名が向うに参りまして、現地の吉岡大使を顧問として話し合いをしたのであります、大きな筋は、まずカンボジア側のねらいは、日本に対して要求したいことは経済開発であり、もう一つは人種といひますか、民族の改良といひますか、混血といひますか、そういうものには大きなねらいがあることを知つたのであります。

と、ただに農業だけではなくて、水産業、林業、各種の製造工業、その方面について日本側の協力を得たいというのであります。入れる人間の数は、一年間に一万人、五年間に五万人、これは農業だけじゃございませう。あらゆるいわゆる企業移住者を入れましての数であります、そういうワグを設けてあるのであります。五年から先は追つてそのとき考える、こういうわけでありませう。

それから農業のことについてもう少し敷衍いたしますと、向うの提案しておりますのは、約十一個所ばかり国の中央にあるいは辺境にサゼストしておりました、そこに適宜集団的に入つてもらつてもけっこうである。当初は分散主義を希望しておりましたけれども、これは同化といふことを目標としております關係上、分散主義を主張しておりましたけれども、会談の最終段階におきましては、いわゆる集団的な移住もけっこうである、こういう工合になつたのであります。

それから水産業その他の各種の製造工業につきましては、日本側の技術と資本を導入したい。資本金につきましては、向う側が五一%、日本側が四九%という比率によってやつてもらいたい。向うにそういう法規がございませうので、そういう結果に相なるのであります。

つきましては、一日も早く同化をしてもらいたい。ねらいは同化問題であります。同化をしてもらいたい。そのためには現地の女性と婚姻することを強く要望するといふわけがございまして、向う側の要望は女性が二割で男性が八割、特に独身の男性を歓迎するといふわけでありませう。この点につきましては、日本側に非常な異議がございまして、まだ妥結に至っておりませんので、今後の折衝に待つことにしてあります。

これが大きな筋道でございまして、われわれといたしまして、日本側から見ますと、大きな点は受け入れ施設をどうするかといふことになるのであります。これは向うの腹の底に寝ておりますことは、賠償請求権も放棄したこともあり、かたがた建國早々で一年何がしかなつておりませんので、財政的にもきわめて貧弱な状態でありまして、主としてアメリカとフランスの援助によつて国をまかなつておるような状態でありませうので、そういったふうな施設に要する金を向う側に出させるといふことは、相当の無理があるものであります。種々折衝いたしたのであります、結局そういうことなのであります、大部分は日本側で負担しなければ、これが実行できないといふような状態にあるのであります。

御承知の通り日本からカンボジアまでの旅費は日本側で持つことになつております、すでに二千名分の旅費は大蔵省との話し合いによりまして、御了解を得まして、とつておるのでございませう、それから港から入植地までの費用は先方が持つ。それから三年間は免税にする。各種の税金から免がれ

る。それから家を建てる材木その他は向うが提供するというくらいが向うの負担でございまして、自余の分は日本側負担といふことに相なるのであります。であります、これを中南米のそれに比較いたしますと、その点において不利がございませう。中南米におきましては、御存じのことと思ひますが、原則といたしまして、受け入れ施設の大部分は先方が持つ、受け入れ国が持つことになつておりますが、カンボジアの場合におきましては、今言つたやうな事情によつて、先方が持ち得ないといふことになりませう、本件計画を実行するためには、どうしても日本側がこれを持たなければならぬという結論が出るのでございませう。

ただの点がしからば中南米よりブラズであるかといふことを考えてみますと、第一には非常に親目的でございまして、日本人を兄弟以上に見るという言葉を使つておりましたけれども、確かにさういふやうな空氣でございませうので、一つは日本人を見出し、師匠として建國したいという熱意に燃えている。従つて移住者にとつてはその点は住みやすいといふこと。それから中南米は主として農業であります、各種の工業何でもつけようだから、あらゆる企業が入つてくることを歓迎するといふ点が、中南米のそれよりもまさつてゐるのじやないかと思ひます。

しからば施設費はどういう施設に要するかと申し上げますと、それはとりあえずは道路のことや井戸のことや、それよりもマラリアに対する措置を講じなければいけませんので、そういうたふの金、それから一年間の生活

費、これはもちろん個人がそれくらい
の能力は持つだろうと思ひますけれど
も、そういったところに施設費が要る
わけでありませう。

しからば本件を将来どうするかとい
うことにつきましては、関係を申し上げ
させていただきますと、これは単にカン
ボジアだけの問題ではなくして、
東南アジア全般に対する一つのモデ
ル・ケースでございまして、もし本件
がうまく進展した場合におきまして
は、自余の国、たとえばボルネオで
も、あるいはニューギニアでも、また
スマトラでも、未開の大原野がござい
ますので、そういった国にも非常な好
影響を及ぼすのじゃないか。もう一つ
は、各公館長の話を聞いてみまして
も、隣のヴェトナムにおきましては、
ラオスあるいはタイランドにおきまし
ても、本件実施に非常な関心を持って
いる。豪州、フィリピンまたしかりで
ありますが、そういったように、ただに
カンボジアだけの問題ではございませ
んの、この計画がうまくいった場合
には、自余の国家に及ぼすところの影
響が大であるということ、そういう関
係で、単に移住問題とか経済開発とか
いう問題を離れて、大きな一つの政治
問題として本件は取り扱ふべきじゃな
いかということ、私ら向うに参つた
ものが思ったような次第であります。
また御質問によって申し上げること
といたしまして、一応概略のところを
御報告申し上げます。

施設という点については、今の御答弁
だけではまだはつきりわからないです
けれども、現在のところカンボジアに
入植される予定の場所というのは、全
然設備がなくて、その設備については
日本が全部持たなければならぬ。そ
ういうようなことで、たとえば家から、
道路から、あるいはマリアナなんかの
危険から言うて病院から、集団的な一
つの村を作っていくというようなこと
になるだろうと思うのですが、単に農
民だけを入れるのじゃなくて、そこに
は病院も必要だし、あるいはいろいろ
さまざまな品物を販売するような店も必
要だということになってくると、そう
いう集団的な村の建設計画といひま
すか、そういうものが日本側としては必
要になってくるのではないか。単に従
来南米方面に移民をさせておいたよう
に、何人かのを向うの方で受け入
れてくれればよい、向うの設備の中へ
ただ受け入れさせていけばよいとい
うことは済まなくなってくるのではな
いか。もつと一つの村作りとしての計
画が必要になってくるのではないかと
考えるのですが、こういう点について
は交渉の過程でどのような話し合いに
なっているのですか、この点も伺いた
いと思ひます。

○矢口説明員 当初は、先ほども少し
触れました通り、分散主義というのを
向うは主張しております、その理由
は同化にあるのです。同化といひま
すのは、ちょっと脱線いたしますけれど
も、国の重要部分は中国人に占められ
ておまして、約三十万といわれてお
ります、それが国中に国を作っている
ような情勢でございまして、日本
人の場合にはそういう工合になって

ない、とくに分散してほしくないとい
う、とにかく分散してほしくないとい
う気持ち、確かに向うにあったのであ
りますが、折衝の段階におきまして、
それでは実施できないということか
ら、集団的にグループをなして入っ
てくることに異議はない。たとえば百
人、二百人と固まって、お説の通りの
いわゆる村作り式なものでも差しつか
えないということになったのでありま
す。従ひまして、これもお説の通り、
家を建てたり道路を作ったり病院を建
てたり、ここに新しい日本の出張所と
いひますか、村作りといひますか、そ
ういったふうなことに自然相なと思
ひます。しかしこれは、長くそうなっ
てもらうことを彼らは希望しておるの
ではございせんので、一定の段階に
きたら、できるだけ分散してやっても
らいたいということにはなっておりま
す。村作りについての具体的な建設計
画というところまでには、まだ詳細な
計画は持ち合せておりませんが、まず
それよりも本件移住計画を実行する
かどうかということが頭を往復してい
るわけなのであります。やるかどうかと
いうことにつきましては、国の一つの
大きな政策でございまして、この政
策を遂行するについては、相当の金を
覚悟しなければならぬということ、
これは政府の上司によって決定してい
ただきたいと考えております。

○岡田委員 私はその予算面もぜひ
伺っておきたいと考えておったので
すが、その前に、集団的に入ることにつ
いては、何か特殊な、国の中に外国人
の地帯を作っていくということでは困
るだ、というようなことを通じて私の考
えられることは、これは局長がおられ
なかつたところに私は質問いたしてお
いたのですが、カンボジアの国の一つの
方針というものは、最近非常に明確に
なってきたかと思ひます。たとえば、シ
アヌーク首相が中華人民共和国へ参り
まして、平和五原則に基く協定を結
ぶ、それからまた、一方においては、
アメリカその他の意図しておる S E A
T O に対しては加盟をしない、こうい
う態度をだんだん明確にいたしてきて
おります。それだけに日本の国民が向
うの方へ移住するという場合において
も、常に向うの国で考えていること
は、平和五原則に基いて、その中にお
いておの政策に基いてやり得るような移
民でなければならぬ、何か集団的に
入ってきた、日本の国民がつかつて犯し
たような、新しい満洲を作るといふよ
うなことでは困るのだ、今後において
はカンボジアで同化をしてもらわなけ
ればならぬために、なおさら、そ
ういふ点ははつきりしてもらわなけ
ればならぬ、という、一つの政治方針に
基いて、カンボジア当局としてはやっ
ているのだと思ひます。このやっ
針については私は賛成なのですが、
そういう方針をやはりはつきりしてい
かなければ、単に予算の面ばかりでな
くて、日本側が移民を出すという場合
に、そういう原則に立つた移民でなけ
ればならぬ、これは農業の場合な
んかはさほどさういふ点は出てこ
ないけれども、工業とか中
小企業とかいふことになって参ります
と、そういう点が非常に問題になつて
くると思ひます。先ほどお話の中で、資本
の五〇％はカンボジア側が持つとい
うこと、そのことを見ても、いかにこの
平和五原則に基いて、言葉をかえて言

うならば、互恵平等の立場に立つてこ
の移民を完成させていこう、こういう
点を考えているのだと私は考えている
のでありますが、こういった政治的な
方針に基いて、日本側が移民を出す
という場合においては、いかなる具体
的な方針に基いてお出しになるという
ことをお考えになっておられるのか。ある
いは別な意図を持ってお考えになって
いるのか、こういう点についても、現地
の交渉を通じて、あなたのお感じ
になつたことを率直に御意見として承
りたいと思ひます。

○矢口説明員 お説全く同感でありま
して、先方の考えておりますことも、
今の平和五原則という言葉は使ひませ
んでしたけれども、そういったふうな
政治方針に基いてやっておりますこと
は、明らかに看取できたのであります、
もと、現在の移住政策の基本といひ
るのは、往年の満洲移民とは違ひまし
て、受け入れ国に同化するということ
に最大の目標を置いてございませう。
従ひまして、本件東南アジアに対す
る移民につきましても、同化というこ
を最大の目標にいたしております。し
かしこのカンボジアの場合に、向うが
希望するごとく、当初からこちに五
人、こちに十人とばらまかれたので
は、行き手もございませぬし、能率も
上りませぬので、それでは困るとい
う話で詰めて参りまして、最後に向うは、
百人なり二百人なり、しかも当分の
間、集団的に住みになるにつて
は、いわゆる村作りの形になります
が、それでもけっこうだといふこと
に相なつたのであります、われわれ
いたしまして平和五原則というよう
な言葉は使ひませぬけれども、向うに

同化する、溶け込むということを最大の目標にしておりますから、自然互恵平等ということにもわれわれは賛成して、その方針のもとに進むつもりでございます。

○岡田委員 そういふ点は非常に重要な点だと思ふので、これは実際に移民するといふ段になりますと、そういう点を移民する人々にも十分理解させていかなければならないと思ひます。そういう点については具体的にどういふことをお考えになっておりますか。

○矢口説明員 カンボジア移民につきましては、まだ一般に海のものとも山のものともきまりませんので、具体的な措置はとっておりませんが、自余の国、すなわち中南米の移民に対しては常に同化といふことを説いておるわけなのであります。御承知かと思ひますが、神戸に移住あつた所といふものがありまして、また新たに横浜にも移住あつた所ができました。彼らが渡航する前に一週間なり十日なりそこにおるわけでありまして、そのときにその趣旨のことをよく徹底させておりますし、それから主として農林省がやっております移民の教養訓練といふのがありまして、宮崎県やら徳島県に移住訓練所がありまして、定期的にそこで訓練を一カ月なりあるいは二週間ですとか、訓練いたしておりますが、そのときの最大の目標も、常に同化といふところにあるのであります。そのほか各地に遊説するときにも、また各地で海外移住協会のブロック会議がしばしばありますが、そのときも常に同化といふことを第一目標にしておりますが、幸いにしきやと違ひまして——昔はにしきを着て故郷に帰るといふのが

日本移住者の最大の念願でございまして、戦後は日本に帰つても仕方がないといふことをみな頭に持っておりますので、向うに同化する、すなわち向うの言葉も覚えるし、向うの人情風俗にも溶け込むといふところに、各移民者が力をいたしておるようでありまして、この点は昔よりもはるかにやりやすくなつております。これは敗戦に伴つて副産物的に起つたことだと思ひますが、従ひましてカンボジアにつきましても、同化といふことはより多く力説するつもりであります。

○岡田委員 同化といふ点はよくわかりますが、問題は従来日本の国民が教育され、あるいは理解してきた政治の方針とはだいぶ違つてくるわけですが、平和五原則といふ立場についても、日本の外務省は今でさえまだ五原則についての明確な態度を出さないといふようなことで——これはこの前アジア局長ともだいぶやつた点なのであります。しかしそれだけにさういふ政治方針に基いた移民の計画といふものをぜひ作つていただかなければならないと思ひます。

そこで先ほどお話を伺つておる点で私が不思議に思つた点が一つあるのですが、この移民の問題をこしやるという計画はまだすつかり立つておらないのですか、どうなのですか。今までの移民の問題は、計画は立つておつてそれに基いて具体的なこまかい点について交渉に行かれたのだと私は考へておつたのですが、場合によつてはこしやらないといふようなことも考へざるを得ないといふような程度で、外務省はお考えになつておるわけなのです。ぜひともこしは移民をさせなければならぬ、さういふための具体的な方針をお立てになるために今度行かれたことだと思ふのですが、何か先ほどのお話を伺つと、移民問題の根本問題をきめなければならぬからといふようなお話があつたように記憶しておりますが、その点はいかがになつておりますか。

それからもう一点は、それに関連して、先ほどのお話のように受け入れ態勢の問題と関連して、予算上の措置が当然必要になつてくると思ひます。カンボジアの国としては日本の国に賠償請求権の放棄もしておるわけですから、さういふ点から見ると、日本の国はそれに応じた、それこそ互恵平等の立場に立つて予算上の措置を講じて向うの方にやらなければならぬといふことになると思ふのですが、予算上の問題についてはどの程度外務省あるいは大蔵省との話し合いが進んでおるか、さういふ点についてももう少し詳細に伺いたいと思ひます。

○矢口説明員 お答え申し上げます。最初の今年度ぜひやろうといふ腹があるかどうかという御質問に對しましては、私らといたしましては、とにかくもう少し実態を確かめてみないと、やつていかどうかきまらなかつたといふのが実情なのであります。やる以上はしっかりとやらせんと、内外に及ぼす大きな影響がございまして、しっかりとやらせたい。やらないのであるならば、初めからやらぬ方がよいといふのが、まぎれもないわれわれの考へ方でございます。行つてみて向うの実情も見、若干現場も見、それよりも、もっと具体的な話し合いをしてみて、しっかりとやり得るかどうかといふことを確かめに行つたと申し上げても差しつかえないと思ひます。

今度向うに参りましての結論は、日本側で予算上の相当の決意をなさるならば、やつた方がよいといふ結論を持つて私は帰つてきた次第でございます。といひますのは、経済面のみならず、両国との永久的なる提携、ひいては東南アジア全般に及ぼすところの好影響を考へまして、しっかりとやり遂げるだけの日本側の決意、ことに予算上の決意をするならば、やつた方がよいといふ結論なのであります。

それから、予算上の措置はどれだけのことをやつたかという御質問に對しましては、大蔵省の御了解を得まして、二千名の渡航費だけは取つておるのでございます。これは使わなければならぬといふ義務はもちろんでございせんが、それだけの予算は確保しております。それから施設等に要する経費につきましては、はつきりわかりませんが、ことにその積算の基礎がなければ、大蔵省との折衝も成り立つわけではございませんし、何しろ初めのことでもあり、実際の資料もございせんので、どの程度というあれは何もございせんが、大体の了解は、そのときになれば予備費からでも出すより仕方がないだらうといふ一応の話し合いが、大蔵省と外務省の間にできています。ただございまして、きまつておりますのは、二千名の渡航費だけでございまして、従つて施設に要する経費は、予備費からでも出すより仕方がないだらうといふくらゐの話し合いだと私は了解しております。

○山本(利)委員 関連して。ただいまのお話で、予算上の問題でございまして、これはわれわれからいふと、カンボジアに對する移民といふものは非常に重大であるから、どうしてもこれは実現をさしてほしい。関連質問で長くなつてはいけなから省略いたしますが、あらゆる意味から考へて、どうしてもアジア善隣外交を行なつていく、その拠点として、これはよい意味でやつてもらわなければならぬ。そこで一つお尋ねしたいことは、二千名の渡航費といふものは大体取つてあるが、今度行つて帰られた概算で、二千名の者が向へ入植してまず活動するのに、施設費としてどのくらいあつたらいいと思はれるかといふことが第一点です。

それからもう一つは、海外移住振興株式会社といふものを作つたところは、中南米方面に重点が置いてあつたと思ひけれども、この活動をカンボジア方面に向つてもさくことが出来るかどうかといふ問題です。さくことができたならば、どの程度資本的に可能性があるかどうかといふ問題です。

もう一つは、この間新聞によりまして、対印経済援助といふものが出ておつた。これは年間約二億ドルは可能であらうかといふことであります。そのときの記事によると、日本の経済資本の蓄積は、年間約三十億からある。そのうちの少くとも一億は大丈夫で、いろいろのことをやりくりしたら、二億くらいは資本財で援助することができるといふことであつたが、このカンボジアの問題といふものは非常に大切であるから、今一億ドルあるいは二億ドルといふものがインドに向つて回されるならば、そのうちの相当額がカンボジアへいつて、これが開発できたならば、

が、これはわれわれからいふと、カンボジアに對する移民といふものは非常に重大であるから、どうしてもこれは実現をさしてほしい。関連質問で長くなつてはいけなから省略いたしますが、あらゆる意味から考へて、どうしてもアジア善隣外交を行なつていく、その拠点として、これはよい意味でやつてもらわなければならぬ。そこで一つお尋ねしたいことは、二千名の渡航費といふものは大体取つてあるが、今度行つて帰られた概算で、二千名の者が向へ入植してまず活動するのに、施設費としてどのくらいあつたらいいと思はれるかといふことが第一点です。

それからもう一つは、海外移住振興株式会社といふものを作つたところは、中南米方面に重点が置いてあつたと思ひけれども、この活動をカンボジア方面に向つてもさくことが出来るかどうかといふ問題です。さくことができたならば、どの程度資本的に可能性があるかどうかといふ問題です。

もう一つは、この間新聞によりまして、対印経済援助といふものが出ておつた。これは年間約二億ドルは可能であらうかといふことであります。そのときの記事によると、日本の経済資本の蓄積は、年間約三十億からある。そのうちの少くとも一億は大丈夫で、いろいろのことをやりくりしたら、二億くらいは資本財で援助することができるといふことであつたが、このカンボジアの問題といふものは非常に大切であるから、今一億ドルあるいは二億ドルといふものがインドに向つて回されるならば、そのうちの相当額がカンボジアへいつて、これが開発できたならば、

将来は日本の経済にも利益になること
でありますから、その方向へ向けるべ
く要請すべきであるように思う。この
第三点は、アジア局長あたりにお伺い
したいのですが、対印経済援助とい
うものがどういうことになっておるか
という点、そのうちのどれくらいをカ
ンボジアの方向へ回せるものか、これ
らについて御答弁を承りたい。

○矢口説明員 ただいまの善隣外交の
拠点というところは、まことにいいお言
葉でございます。そういう言葉は私
は今まで使わなかったものであります
が、まさに言わんと欲するところはそ
ういうところなのでございます。ぜひ
善隣外交の拠点としてやりたいとい
う熱情は持っております。それは経済
的にも、政治的にも、ともにありま
す。経済的に触れますと、たとえば一
つの織物業を作ったとしますと、あそ
こを拠点として、品物をあの東南ア
ジア一帯に送り込むという構想でござ
います。これは外交じやありません
が……。

御質問に答えますと、どのくらい
の金がかかるかということですが、これ
は向うの政府でも盛んに聞いておりま
したし、途中で新聞記者にもしばしば
この質問を受けて詳易いたしたのであ
りますが、遺憾ながら詳細な数字はも
ちろん持ち合せておりません。ただ、私
のきわめてラフな考えでございます
が、北海道の開発に要する金が、日本
政府が負担しておりますのが、子供を
入れて一人につき平均して二十万円
ちょっと出ると了解しております。特
別の融資等は別にして、直接に国庫が
負担する分が二十万円でございます。
そうしますと、これは外国でございま

すし、初めてでございますから、それ
よりも相当よけい要するので、まづかりに
倍と見て、四十万円くらいというきわ
めて簡単な計算が出るのじやないか。
そこでかりに五百人送り出しますと、
最小限度二億円の金が――まあ二億
りあるいは三億という金が五百人の
人間を送り出すのに要するのじやない
か。それが数がふえて参りますれば、
漸進的に必要な金も増減してくるとい
うことになるのじやないかというよう
な計算で、一応向うに話し合いをして
みました。そうしましたら、向うでもそ
ういったふうな大きな金が必要という
ことは、自分からも想像しなかったけ
れども、自分の国としてはごらんの方
の状態であつて、国の予算がわずか
に二百億円何がしかの予算でござ
いますし、しかも人口は四百万でござ
います。有効需要というものはあつ
て、三分の一くらいしかないので、あ
とはほとんど原始的な生活をしており
ますから、従つて国の税収も少いし、主
としてアメリカとフランスの援助によ
つて成り立っている国でありますから、そ
れは日本側で覚悟しなければならな
いというところは、先ほど申し上げた通り
であります。

第二点の、移住会社からそういう
これに要するところの資本を出す可能
性があるかという御質問でございます
が、あの移住会社は、別に中南米に
限ったわけじやございません。日本の
移住政策を助成するための一つの会社
でございますが、しかし当初における
施設のような、採算のとれないこと
に対しては、移住会社は投資しないとい
うことになっております。こういうも
のに投資いたしますと、会社が直ちに

ひっくり返りますので、こういったも
のはいわゆる補助金で、たとえば定着
に要する資金というものは採算がとれ
ませんので、これは補助金の形で、中
南米においても出すことになっており
ます。会社の投資の対象となるもの
は、いわゆる英語でペイアブルとい
う言葉がございまして、つまりペイ
する。利潤が比較的早く返ってきやす
いものを直接の目的としておりまして、
初期の定着に要するものは、その
対象になっておらないのであります。
それは会社運営上そうせざるを得ない
のであります。従いまして、移住会社
から定着に要する金を出すということ
は、これは望み得ません。しかし一つ
の企業をやる場合に、それに必要であ
るところの資本金は、これは投資でき
る可能性がございまして……。

それから第三点の、対印経済援助
のことにつきましては、私は遺憾ながら
ほとんど存じませんので、ほかの局長
から……。

○中川(融)政府委員 インドに對する
経済援助につきましては、ただいま山本
委員から御指摘のありましたような、
三億ドルくらいのものでありますこと
がございまして、これは全く非公式
の憶がございまして、これは全く非公
式のものであります。政府が何もう
案を……。

持っていますというわけではないので
ございまして、また正直のところ、
インドに對するそのような大きな額
の経済援助が、今なされるというこ
とは予想でございまして、むしろ日
本としては、そういう経済援助の力
があれば、たとえばこれをカンボジ
アのような賠償要求を放棄している
国に、

それに報ゆるために、できるだけ経済
援助をやらう、経済協力をやらうとい
うことを約束いたしましたので、ぜひ
これをカンボジアの方に向けたとい
考えております。具体的な問題とい
ましては、最近新しい都市建設計画に
関連いたしまして、経済調査団が
最近カンボジアに参りますが、こ
ういふような機会をとらえて、で
きただけ同国との経済協力を増進
したいと考えているわけでございます。

○岡田委員 矢口さんはおとついで
か帰られたばかりで、まだ外務省
の方針もきまっていけないのもし
ませんが、向うに行かれた結論とし
て、この移民はどうしても進めな
ければならないという結論を持った
というお話です。これは国としても
方針を早くきめなければなりません。
外務省の方針として一体どの程度
で移民の計画をきめられる見通し
になっているのですか、その点を伺
いたいと思つております。大体その
時期はいつごろまでにきめられる
という移住局としてこの考え方が
あるのか、そういう点について伺
つておかないと、この移民計画も
単なる話に終つてしまふとい
うことになりまして、その点も伺
つておきたいと思つております。

○矢口説明員 いづごろかとい
うことにつきましては、近く調査団
を出したと考へております。調査団
といふのは、土地の選定とか、植
える作物のこととか、企業はどう
いう工業的企業をやるかといふよ
うなことの専門家を送りまして
具体的に調査をし、医者も入れて
どの程度の防疫の設備を要してい
るかといふことをきめてやりたい
と思つております。しかしさうい
つた調査団を出

すときは、いよいよ日本移住者を送
出すという腹がすわつたときでな
いといふことが言ひます。向うの
調査をしてけちをつけるというよ
うなことであります。調査にも影響
するでありますが、実は帰りまして
二日目でございますので、上の方
が、たまたまききのう大臣とお話
いたしましたら、大臣はぜひ何か
小規模のものでもやるようにした
らうかといふことを言つておられ
ました。初めは規模が小さくても
優秀なもの、農事試験場のな
ものでもいいからやりたいもの
だといふことを大臣が漏らして
おられましたところを見ると、外
務大臣の腹は、やはり小規模な
ものからやるべきであるといふ
お考えをお持ちのおられるので
はないかと私は想像するのであり
ます。実はきょうの午後から次
官とも打ち合せまして具体的な
方策を立てるのでございまして、
大臣がさう言つておられるところ
を見ますと、外務省の方針として
さういふところにあるのではない
か。もちろん外務省だけではあり
ませんが、農林省その他と相談し
まして、政府の最高当局に方針
をきめていただくことになりま
すけれども、まず今までのところ
はさういふような状態でありま
す。

○岡田委員 これは大臣が今週中に
委員会に御出席になるそうです
からそのときにも詳しく伺ひま
すが、先ほどあなたのお話を通
じまして、調査団を派遣する前
に大体の方針をきめておきま
せんと、調査団を出してみたら
うへ行つてみたかどうか、そ
れは向うの状況ではなくして、こ

の国の方針がうまくないからだということでは、友好条約まで結んでいるカンボジアとの間に何かおもしろくない結果を招いてしまうと思うのです。新聞等で伝え聞くところによると、調査団は大体来月行くようなことになっておりますので、その以前に当然国の方針——荒ごなしにしても基本方針だけはきめて行かないと、行ってみてやめるかもしれないというようなことでは、相手の国に対しても失礼であるし、あるいはまたやめてしまうというようなことになるならば、それだけの経費をむだに使ったというようなことになるわけですから、やはり基本方針は早くきめていただくことが私はぜひとも望ましいと思います。国の方針がきまつてそれによって実際に行くということになる、二千人分の移住の経費、旅費といいますが、そういう点は、先ほどお話のように予算として当然取つてあるわけですが、それだけではこれは足りないわけですが、先ほどお話を承わると、四十万くらいの経費を取らなくちゃならないということになってくると、足りない分はどうするかという点について、きょうは大蔵省からお見えのようですから大蔵省にも伺つておきたいのです。国の方針としてきまつた場合においては、それだけの経費を当然予備費から出していかなければならぬと思うのですが、こういう点はどのようにして事前外務省とか、予備費の点について事前外務省とどの程度話し合ひが進んでいるのか、こういう点について伺つておきたいと思ひます。

○鳩山説明員 お答え申し上げます。

カンボジア移民につきましては、先ほど矢口移住局長から詳細御説明があつた通りであります。予算編成時にカンボジアとの友好条約ができたというような状態でありまして、毎年一万人、五年間で五万人というようなことしかわからないのであります。結局、詳細は予算の実行の面でのいろいろ御協力申し上げていくという御了解で、本年は一応カンボジアの關係としては八千百万円を計上してございます。主体は旅費でございますが、これについても、必ず二千人が出るという想定のもとにやつたというより、むしろ総体として何らかの金を用意しておくという程度のことでありまして、もちろん外務省として二千人が必ず出るという自信があつての数字ではないのであります。なお、先ほど矢口局長が、単に予備費と申し上げになりましたが、実は三十三年度の予算がやや余りまして——約一億八千万円から二億四千万円程の金が余るのではないかと——現在の見通しでございます。これは中南米關係の移民が計画より若干下回つたという事情、あるいは運賃を少し値切つて安くしたというような事情がありまして、一億八千万円程余るではないか。来年度は約二千万名の移民増加を見込んであるわけですが、このほかに一億八千万円程の金を使えるという想定がございまして、なおこれにも足りない場合には予備費ということになると思ひます。具体的には現地に移住施設を作るといふことは今まで南米移民においてやつていないことで、新しいこととてございまして、この問題につきましては、今後現地の事情調査を待ちまして、どういう考え方のもとに施設を

やつていくか、全く新しいことで、調査団の調査をまずやらなければいけません。その結果どういう施設をやるかというところがだんだん明らかになってくるのではないかと、そういうときになって予算の措置を御相談する、こういうお約束をしてあるわけでありまして。○岡田委員 ちょっと伺つておかなければならないのは、一点は、カンボジアとの友好条約に基いて移住が行われる。この移住の場合には、南米の場合と違つて向うの施設を当然こちらの方が考慮していかなければならぬ。こういう形でも移住をやつていかなければならぬという一つの方針がきまるというものが当然組まなければならない。こういう考え方について、まだあなたの方では方針がきまつていないとおっしゃるのですか。そういうような形で移住をするのだということによつて二千万の予算をお取りになったのだらうと思ふ。そういう意味での考え方でおやりにならない、あるいは二千万分は旅費だけを考慮しているの、それ以外の分はそのときでなければならぬというふうな程度のお考えなのか。今度のカンボジアの場合は当然そういうものが付随して行われるのであるから、そういう点について付随して考慮していくという考え方で予算の編成をされたのか、これが第一点。

第二の点は、一億何千万円の金のことしは余つた、これを使えるのではないかと、こういうお話ですが、これは余るとするならば既にあと補正予算なり何なりを通じて当然国会の承認を得なければならぬと思ひます。余つていふというならば、今後どういう手続で、その金を処理されていくのか。それからも一つは、それだけでも足りない場合には、これは国の大方針でありますから、この目的達成のために予備費を出してでも支弁を十分やつていく御決意があるかどうか。こういう点についても伺つておきたいと思ひます。まだ小さい点もありますけれども、一応それだけ伺ひます。

○鳩山説明員 まず最初の問題につきまして、予算の積算上渡航費という形で組むか、あるいは現地のたとえ道路の建設費とか、病院の建設費というふうな形で組むか、こういう技術的な問題もございしますが、これにつきましては、なお今後具体的の方針を向うと折衝する段階にございします。常識的に見て、日本からの渡航費というものは、日本側が負担するということとは從來やっております。それ以上どこまで日本側が負担し、どこから先をカンボジア側が負担するか、これは今後外交交渉をしてきめるという段階でございまして、交渉する前に日本側がみんな負担するのだというふうな予算の組み方はばかばかしいではないかということとで、現地に調査団が参り、あるいは外交交渉をやつて、そこで日本側がこの辺まで負担するのはやむを得ないのだという話がきまつたことによつて考へていく、これが順序で、かつ国のためにいいのではないかと、こういうふうに考へております。

それから第二点は、ことしの金が残つていふことにつきましては、これは実は本年度の補正予算を提出いたしましたときに、移民渡航費につきましては繰り越し明許をいただいたわけでございます。それでこれははつておいても……（岡田委員「繰り越しの承認を得ておるわけですか」と呼ぶ）ことしの補正予算で承認を得たわけですが、今後の予備費の使用につきましては、やはりカンボジア移民につきましては、極力政策を拡充していきたいという考え方を政府としてもつております。従つて数府の方針に従ひまして、要すれば予備費支出ということでございますが、当初から予備費支出を当然予想したということではございませぬ。なるべく所要な資金は予算化して参りたいということとで、ことしの繰り越しの金の一億八千万円、それから本年新たに計上しました八千万円、約二億六千万円ばかりの金がございまして、なるべくそれでまかなつて参りたいのであります。なお現地の交渉の結果、どうしても金が必要であるというときには、予備費支出もやむを得ないというふうに考へております。

○岡田委員 それでは予備費支出も場合によつてはやむを得ない、大体そういうお考えだと私理解しておきます。これはまだ相当具体的になつてこない、ちよつと質問の問題点としてもいろいろ伺えないわけなのです。ただ予備費の支出をやつても、向うの国に対して日本の国が恥をかくことのないように十分な協定に基いて、それに基いた経費だけは実際に予算としていろいろ使える予算もあるわけですから、その分を十分出していただくように強く私は希望いたしておきます。

それから第二の点は、今度の調査団が行くといふことなのです。調査団の編成は大体どれくらいになるのか、それの経費はどうなつていくのか、これ

は当然大蔵省の方でこの調査団の経費も出していただかなければならない問題だと思ふのですが、それはどうなっているのか。

それから矢口さんに最後に伺いたいのですが、二千人という大体の目標を立ててはいるのだが、これだけを集めるためにはどのような方法をとっていくのか、国内での宣伝といひますか、啓蒙宣伝を十分にやらないと向うの状況と、いふのはわからないわけですか、国内で行きたいという人があつても、なかなか行けないというようになるとなるのではないか。そのためには何といひましても、向うの国内の状況はどうなつてゐる、こういう状況についてはどういうようにしていかなければならぬ、日本に移民したいと希望してゐる人たちに教えることが一番重要だと思ふ。そういう教えることにについて、具体的にどういふ点をお考えになつてゐるか、そういう宣伝のための予算上の措置なども大蔵省と交渉されてゐるのか、あるいはそういう点についてどういふ点をお考えになつてゐるか、こういう点も最後に伺つておきます。これは鳩山説明員の方にも伺つておきたいのですが、それだけの目的を達成するためには、国内の啓蒙宣伝が非常に重要だと思ふのです。そのための予算措置を今までにとつておられないとするならば、こういう点も十分、一億幾らも金が残つてゐるそうですから、そういう点も関連してやつていかないと、行きたい者がただ自然に集まつてくれればそれをやるうじやないかといふことでは、先ほどから私がだんだんお話し申し上げておつたように、

平和五原則に基いて新しい建国をやるといひつてゐるこの国に送り出すことです。それから、啓蒙宣伝あるいは教育のための予算についても十分考慮される必要があると思ふ。あなたからも一つこれについての御意見を承つておきたいと思ひます。まず矢口さんからそういう点もありましたら伺つておきたいのであります。

○矢口説明員 啓蒙宣伝の点でございますが、まことにごもつともでありまして、いよいよやるという段取りになりますれば、十分現地の情勢を知らしめまして、行つてから考えておつたことと違つた、政府にだまされたとかいふことのないように十分に向うの実情を知らしてやらなければならぬし、またその責任は十分感じておるわけでありまして、方法論といひましては、御承知のように全国に四十三の地方海外協会がございまして、それが各府県庁の中にある移住課といひますか、渡航課といひますか、そこは地方において違ひますが、それと協力いたしまして、啓蒙宣伝といひますか、実情を知らしめることになつておられますが、幸いにいたしまして、今度大蔵省の御配慮によりまして、そういつたような地方の海外協会に対する補助金は去年よりも相当ふえて参りましたので、その点はやりやすくなつておるのであります。そのほか外務省の者あるいは海

外協会連合会、これは中央にございまして、そういうもの、あるいはまたポゾアの通といふエキスパートがおりますので、そういうような人を動員して、要所々々にいゝゆる地方のブロック会議みたいなものがございまして、

ら、そういうところの会合には出席させて実情をよく知らしめたい。できれば、映画でも間に合えば映画をも利用して知らしめることにいたしたいといふ考えを持っております。予算措置につきましても、それくらいに経費は、この前の大蔵省の御配慮によつて旅費その他も一応ございまして、これから大きくやれば、映画とかなんとかいふことになれば、中南米をやめてこちらに回すといふことはできないのであります。中南米は中南米でやはり補充すべき点が多々ございまして、これは別な問題になります。主要な点については一応何がござい

ましては、これから大蔵省といひいろいろお話ししてきめる、もしいたすとすればきめたい、こう考えております。

○鳩山説明員 最初のカンボジア調査団の派遣につきましては、何人の調査団といふところまで正確にはいつておりませんが、そのために四百万円ばかり外国旅費として計上いたしております。それからその他啓蒙宣伝につきましましては、移住局長より詳細お話をございまして、日本海外協会連合会補助金といふのがございまして、これは三十年代の二百五十四万円を大幅増額いたしまして四千六百二十二万二千円、三倍増額いたしております。

そのおまな中は啓蒙宣伝が七百六十万円、それから海外にありまして海外協会に八百二十八万円、こういうものを増加いたしました。啓蒙宣伝を大いにやることになりました。この程度の補助金の飛躍的増加がございまして、その中でいろいろやつていただければ十分の啓蒙宣伝ができるのではないかと考えております。

○岡田委員 もう一点だけ伺つておきたいのですが、私の言つてゐるのは、言ひ方が不十分だったかもしれないけれども、今度は中南米に対する映画を作るといふ予算もつておられますが、カンボジアの移住の場合には、中南米とは非常に異なる気候、風土にあるわけですから、それから向うではまだ建国の当初であるだけに、いろいろな点で違つておると思ふのです。そういうことになつてくると、移住する人は、日本国内で向うの状況を知つておるか、話を聞くのも一つの方法だと思ふが、それよりも向うの国とはどういふ国なんだ、おれたちの行くところはど

ういふところなんだといふことを文書によるか、あるいは映画——さつき映画の話も出ましたが、映画によつて向うの状況をどんなにまかく見せることによつて移住の目的は達成されると思ふのです。そういう啓蒙宣伝の経費も相当とつて、こういうような国の大方針がきまるとするならば、そういう点についても十分考えていきたいと思います。海外協会連合会の予算がふえたらがまんしてくれといふことでは、海外の映画を作るとか何とかといふこととでなくして、むしろただ国内の移住熱をおおるという程度にすぎないだらうと思ふのです。もっと真剣に向うの実情を知らせるということについての具体的な予算措置が必要だと思ふのです。そういうことができてきた場合には、今までの海外協会連合会に対する補助金がふえたからがまんしてくれといふのではなくて、この目的を達成するために、そういう予算措置に対して十分お考えを願ひたいといふことを私は言つておるわけなのです。そういう点が第一点です。

それから先ほど昨年度の経費といふのが繰り越しになつてゐるが、それを融通し合つてといふお話があつたわけですが、これは矢口局長のお話を聞くと、なるほど中南米関係に対する移住の経費を、来年度に振り向けたものを、カンボジアの方面に使つていくわけにはいかないと。そうすると、当然カンボジア関係の経費がなくなつてくる。これは予備費の方から出していただかなければならぬといふことになつてくると思ふので、こういう点ももう一度確かめておきたいと思ひます。私はこれで終ります。

七

て、男は老人でも子供でも、全部八千人のワクの中に入るといのが向うの説明でございます。

○戸叶委員 先方の望むのは、大体日本の独身の男の人がなるべくたくさん行つて、そうして同化することを望んでいるようにございますが、そこである程度問題になつて参りますのは、教育の程度というようなことも考えられると思うのです。局長のいらっしゃった期間が短かいために、あるいはその点までお気づきがなかったかもしれせんけれども、向うの一般の教育レベルというものは、日本の一般の教育レベルと比べて、大体どの程度であるか、高いか低いか、その点をお伺いたします。

○矢口説明員 これは向うでも非常に問題になりまして、向うは同化々と申しますけれども、顔かたちはしばらく別といたしまして、教育の差は非常な問題になりますので、露骨に言いませんでしたが、わが方は九割九分九厘まで教育があるのに対して、向うはおそらくは教育のある者は全人口の二割にも足りないだろう、すなわち八割以上はいわゆる無学文盲の者でありますから、それとの混淆ということは、言うべくしてきわめてむづかしいのではないかとこのことを考えておるのであります。向うにそう露骨にも言えませんので、しかるべくにおわしておきましたか、実際上は教育の面からむづかしい問題が介在しておるように考えられます。

○戸叶委員 私もその点を非常に心配をする一人でございます。今後におきましても、そういう点でも、特に日本から行った人たちが非常に失望を感じ

て問題を残すようなことになりますと、親善という意味にも反すると思ひますので、こういう点をよく考えておいていただきたいと思ひます。

最後にもう一つ伺ひたいのですが、大体一人の渡航費はどのくらいお出しになりますか。

○矢口説明員 一応予算の面では、一人につきまして、ラフの計算でございますが、大体一人百ドルと計算しております。

○前尾委員長 次会は公報をもってお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十七分散会

昭和三十一年三月九日印刷

昭和三十一年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局